

令和5年3月1日

堤根処理センター搬入時の注意事項

1 構内走行について

- (1) 構内の制限速度は10km/h以下です。
- (2) 一時停止標識を厳守し、必ず安全確認を行ってください。
- (3) 搬出路から2度目の計量に向かう際の合流時は特に危険ですので、十分な安全確認を行ってください。
- (4) 構内及びプラットホームは、市のごみ収集車両、工事関係車両等も走行しますので、十分注意してください。

2 ごみの計量について

- (1) 計量の際は、搬入車両から全員降りICカードを計量所の職員に手渡してください。
- (2) 2度目の計量後、計量伝票の1枚に事業者名と運転手氏名を記入してください。
- (3) 2度目の計量を行った後、Uターンを行う際は十分な安全確認を行ってください。

3 プラットホームでの作業について

- (1) 必ずピット前職員の誘導・指示に従ってください。
- (2) 投入口付近での作業の際は、ごみピットへの転落に十分注意してください。投入口から1m以内の赤色のエリアは立ち入り禁止区域です。立ち入る場合は必ず安全帯を装備し、特に車止めの上は大変すべりやすいので、絶対に乗らないでください。
- (3) 安全に作業を行えるよう、必要な保護具を着用してください。特にサンダル履きでの作業は、転倒・転落の危険性があるため禁止します。
- (4) 搬入物については、廃棄物処理法及び市が定めた廃棄物の受入基準を遵守してください。
不適正物の搬入があった場合、持ち帰っていただきます。

4 ごみ処理手数料について

- (1) ごみ処理手数料は定められた納期限までに必ずお支払いください。
- (2) 支払いが遅れた場合、延滞日数に応じた延滞金が発生します。

5 その他

- (1) 構内で事故やトラブルが発生した時は、必ず当センター職員に連絡してください。
- (2) 構内における車両のアイドリングストップに御協力ください。
- (3) トイレは整備棟のトイレを御利用ください。

問い合わせ：堤根処理センター管理係
電話：044-541-2047